

協議第 1 1 8 号

平成 1 6 年 月 日 確認

各種事務事業の取扱い（生涯学習関係）について

各種事務事業の取扱い（生涯学習関係）について別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 月 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	調整の内容(案)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育関係団体の育成支援については、現在の団体等へは、新しい行政区域に合わせた合併を奨励するとともに、新市全域を活動区域とする社会教育関係団体へは、引き続き支援を行っていく方向で調整する。 2 生涯学習スポーツ審議会については、公民館運営審議会及びスポーツ振興審議会は見直し、生涯学習スポーツ審議会に一元化する。生涯学習スポーツ審議会の中に、公民館に関する分科会とスポーツに関する分科会とを設置する。 3 公民館施設の配置については、現行のまま新市に引き継ぎ、地域ごとに中心となる公民館を位置づけることで調整する。公民館の事務等、公民館の在り方について、新市に設置する「生涯学習スポーツ審議会」に諮り調整する。 4 成人式については、合併後も当分の間現行どおりとし随時調整する。 5 教育集会所は現行どおり存続する。 6 同和教育研究会補助については、現在の団体等へは、新しい行政区域に合わせた合併を奨励していき、新市全域を活動区域とする連合組織へ支援を行っていく。 7 図書館運営方法については、利用資格については、新市で統一の方向で調整する。開館時間については、現行のままとする。休館日については、統一の方向で調整する。 8 館内、館外サービスについては、各図書館の実状に即しながらサービスの内容を統一するよう調整する。
関係項目	生涯学習関係		

先 進 地 事 例

【静岡市】

社会教育については、学習機会・情報の提供に努めるなど、市民サービスの向上を図るよう調整するものとする。なお、公民館については、現行のとおりとする。

【いなべ市】

- ・ 主な行事については、各町の現状を踏まえつつ実施方法等の調整を図る。また、スポーツ大会については、体育協会、体育指導委員、スポーツ少年団等において調整し、決定する。
- ・ その他社会教育事業（各種講座等）は、当面現行を基本とするが、新市においてそのあり方を検討する。
- ・ 社会教育施設については、すべて新市に引き継ぐものとする。また、使用料については、当面現行のとおりとし、新市において調整するものとする。

【さぬき市】

- ・ 主要行事については、各町の現状を踏まえつつ実施方法等の調整を図る。
- ・ 各種行事関係、生涯学習講座等は、基本的に現行のとおりとするが、新市において調整を図る。
- ・ 各事業等は、新市においても継続して実施する。

【篠山市】

- ・ 社会教育関係審議会等については、新町において新たに設置する。